

ハリントンの統治原理に関する一考察

倉 島

隆

☆目次

○序論

第一節 ハリントンの統治原理の前提としての法の支配と主権

第二節 ハリントンの統治原理論

第三節 ハリントンの古代の知恵における主な共和国

第四節 ハリントンの近代の知恵

○結論

○序論

二〇一一年には、ハリントンの政治理論研究において久方振りに刺激的な論説が登場した。それは、フランク・ラヴェットによる「ハリントンの法の支配」^①である。この論文は、一九九八年のG・バージエス著「政体の平和の回復（コモンローの危機に対するホッブズとハリントンの応答）」とJ・C・デーヴィス著「不平等な共和国における平等（ハリントンの共和主義と平等の意味）」^②といった優れた、論文以来のハリントンの政治思想における基盤的問題を扱うからである。彼の論文は、自らの大胆な問題提起にして自らの主張となっている。

その論文は、まず自らの論理を簡明に示す。それは、ほぼハリントンの全ての読者が「財産（property）が統治の基礎である」と言い、ハリントンの理論が政治思想への彼の中心的にして最も耐久力をもつ貢献であると解釈する^③という要点から始める。彼は、ここでハリントンが政治理論分野において財産権の重要性を強調する位置づけを確認する。続いてラヴェットは、最も広範なハリントン研究の大部分が、この標準的読解の中で研究することによって、例えば、「彼のイングリランド史の経済学的解釈の正確さと奥深さ、或いは彼の政治制度の機構的説明が市民的有徳の共和主義的説明に取って代った範囲といった、派生的争点に焦点をあてている」^④として、従来のハリントン研究の問題点を指摘する。つまり彼は、そうしたものが、その中核的論点ないし問題点「例えば、法の支配」を避けているというものである。彼は、それを「未完」として表現する。しかし彼は、「それは、例えば、ハリントンが自らの主要な反対者としてホッブズを選択すべき理由についてこの読解において当惑させている」と指摘する。確かに彼は、その法の支配についてバージエスらの前記の論文の長所をあげている。しかし彼は、自ら「その標準「通説」的読解の不

完全さを例示するために、『オシアナ』の比較的無視された局面を検討する⁽⁵⁾と主張する。

ラヴェットは、こうして彼の先行研究に対する長所と短所を示しつつ、自らの「法の支配」論を展開することとなる。彼は、そうした中でハリントンの「古代の知恵」と「近代の知恵」の解釈の不十分性を指摘する部分も列挙する。それは例えば、ある研究が誤って「古代の知恵を混合政体と同一視し、近代の知恵を封建主義と同一視⁽⁶⁾する」という。われわれは、これらの問題提起を真摯に受けとめ、ハリントンの二つの統治原理論における「知恵」解釈を整理することを目的とするものである。従って本稿は、まずそのラヴェットの通説批判にそってハリントンの基礎概念である「法の支配と主権」をハリントンの政治理論の文脈ないし前提として措定することとする。われわれは、それを前提として、彼の理論枠組みとしての「古代の知恵」と「近代の知恵」を検討する。

(1) Frank Lovett, 'Harrington's Empire of Law', *Political Studies*, 2012 [2011], Vol.60, pp.59-75.

彼は、以下の著書を最近刊行している。F.Lovett, *A General Theory of Domination and Justice*, Oxford, 2010.

(2) Glen Burgess, *Repacifying the Polity: The Responses of Hobbes and Harrington, and J.C.Davis, Equality in an unequal commonwealth: James Harrington's republicanism and the meaning of equality*, I.Gentles, J.Morrill and B.Worden (eds.), *Soldiers, Writers, and Statesmen of the English Revolution*, Cambridge, 1998.

われわれは、後者の論文について以下の論稿で言及している。拙稿「J・ハリントンの平等な共和国（ないし自由国家）の一考察」(『政経研究』第四八巻第四号所収)。

(3) Frank Lovett, *op.cit.*, [2011], pp.59-61.

(4) *Ibid.*

(5) *Ibid.*

(6) *Ibid.*, p.73. その標的として彼は、以下の著書を批判する。Arihiro Fukuda, *Sovereignty and Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the Civil Wars*, Oxford, 1997.

第一節 ハリントンの統治原理の前提としての法の支配と主権

法の支配論は、周知の如くイギリスの立憲制の議会主権とともに二大原理のうちの一つであると言われる。これは、一般にいかなる権力も法に含まれた手続き、原理、及び制限によることを除き、行使し得ぬ統治形態などであることを含意する。これは、近代の国家権力からの市民的自由の基本とされるもののうちのひとつと関わる。とはいえここでの一七世紀のホッブズやハリントンらの議論について言えば、それとも関連するが、権力の集中を含意する近代国家の主権権力の形成状況を背景とする。従って法の支配は、その国家の物理的強制力に関わる事項もその文脈として存在することを念頭に置かねばならぬ。ゆえに法を形成しかつ修正するのは国家政府である如く、裁判官を任免するのもは、国家政府であるということに関わる。

いずれにせよわれわれは、本節においてハリントンの統治原理の文脈ないし前提としての法の支配と主権を示すこととなる。本節は、ハリントンが主権論者にして法の支配論者であるという仮説の下で論を進める。確かにハリントンは、法の支配 (rule of law) についてその文字通りの言葉をそのまま使っている文章など少ない。しかしハリントンはその『オシアナ (共和国)』において「共和国の自由は、その法の支配 (empire) からなり、その欠如は共和国の僭主の強欲へと移り、これを裏切ってしまう¹⁾」と主張し、その共和制下における市民の自由の基本にそれを据えてい

る。従ってわれわれは、法の支配が本稿の主題である彼の統治原理を支える基盤を構成するとみなすものである。

本節は、まずそれをハリントンの主権及び主権的「法的」終結との関連で捉え、かつ彼の主著の文脈の中で確認しようとする。

周知の如く、ハリントンの『オシアナ』の刊行目的は、スチュアートの君主制が崩壊した理由を説明し、かつ特により適切な政体がその地位の構成を可能にする原理を置くためであった。ハリントンは、それらの任務を遂行するとき、ホッブズ及び立憲主義的王政主義者達と同様な主権的終結「決定」及び法の支配の上に構築するように進める。確かにハリントンは全てが類似なそれらの基礎の上に構成したかもしれない。しかし結果としてその構造は、相互に全く異なったのである。ハリントンとホッブズは、幾つかの価値「例えば、法の支配や平和の維持」を共有したが、特定の理論（例えば、共和主義）を共有したわけではなかった。⁽²⁾

われわれは、まずハリントンの主権観から措定していく。

確かに彼は、ホッブズの如く主権論者であった。ハリントンは、明確にホッブズを評価した。だがハリントンは、主権が存在するところを示す必要な法学用語へと、自らの平等な共和国の定義を変換する努力をホッブズの主権論の如く行ったわけではない。

ハリントンは主権について、次のようにいう。その『立法の技術 (The Art of Lawgiving)』で、「究極的結果が存在するところで、主権もなければならぬことを誰が疑うのか。そしてオシアナの究極的結果は、民会ないし代議院にある⁽³⁾」と。さらに彼は『政治の体系 (A System of Politics)』の司法部門形態に関する章で「自由裁量的権限は、法に従って、三種からなり、法形成、法の変更、法の廃止、或いは法解釈からなり、それは主権権力に属する⁽⁴⁾」とも述べ

た。これはハリントンの明確な主権言説である。

ハリントンの理想の共和制は、周知の如く、上部構造ないし三水準（討議し提案する「元老院」、及び市民選挙を通じての公職輪番制の「統治官部」）を表わすことによる、平等な農地法に基づく統治政体であった。ゆえにハリントンの主権は、その全体の活動ないし国民「市民」全体に含むこととなる。とはいえハリントンは、自らのマシュー・レン（M. Wren）との議論で主権が多数者（民会ないし代議院）にあり、元老院にないくらいまで近くなる⁽⁵⁾。しかしながら、ハリントンの主権原理への傾向は、それが次の自らの基礎である主権的終結（closure）原理の評価の基盤を置く。

われわれは、引き続きハリントンのその終結事項へと移る。

確かにハリントンは、古来の立憲制を信じていなかった。とはいえ当時の行き渡る理論であるそれがもつ失敗ないしその試みの限界を示すために、ある程度の理解も表わす。例えば、彼はその『政治的格言（Aphorisms Political）』において「イギリスの君主制は、武力によるよりも法による統治であった。しかしそれは、不完全ないし有効でない法によるものであった⁽⁶⁾」ともいった。さらにハリントンは、特に護国卿制統治が武力による統治であったが、その『格言』によれば、「法による統治と武力による統治の相違を感じた、国民「市民」はいつも法による統治を望み、武力による統治を嫌うだろう⁽⁷⁾」といった法による支配観をとっていた。確かに用語上法による統治と法の支配は異なるが、人の支配でないことや、恣意的支配「武力によるものでないなども含む」でないという意味などで内容上同じであり、本稿でもそれに従うこととする。G・バージェスが論じる如く、古来の立憲制は、不安定な統治であったが、人々のための平和維持のものであった。従って人々が直面した任務は、安定した法の統治が存在し得る平和な政体に

基づき、かつそれに基づき直すことにあったという。故にハリントンの政治思想は、こうした目的へと向けられたのである。⁽⁸⁾

ハリントンの主権的終結論理は、レヴェラーズの『国民協約 (Agreement of the People)』の注釈で強調的に主張された。ハリントンは、『国民協約』が至高な代表ないし議会の立法権から幾つかの事項を保留したと説く。彼は、その『協約』においてこれらの代表者達が幾つかのことで「その民会が武力で彼らに抵抗し得ることを除き、主権権力をもつ」という。⁽⁹⁾ さらにハリントンは、その中で次のように注釈した。

「その第一は矛盾であり、次はあからさまなアナキーである。主権権力が君主制自体におけるほど全体的にして絶対的ではないところで、結局統治などあり得ない。共和国の大義であるのは主権権力の制限ではなく、次のような諸階級の均衡ないし気構え (liberation or pose of orders) である。即ち、統治を侵略したり、或いは権力をもち得る利益を有する、人々の数において同じであり得ず、かつそうしたことをなしたり乱したりする利益をもち得る権力をもつ人々の数でもあり得ぬような「諸階級の均衡ないし気構えである」」。共和国の階級がこの格言（そのうちのレヴェラーズのこれは、何もまたぬ）へと近づいたり、或いは離れるように、その諸階級はより単調であるか或いは混乱である⁽¹⁰⁾。

とはいえハリントンは、「民主制的権力 (popular power)」を支持した一点においてレヴェラーズと一致した。

ハリントンは、こうした立場が「内戦の種」をまくことを否定した。彼はその代わりに次のように主張した。

「自然の方式は平和を必要とする。平和の方式は、法への服従を必要とする。イギリス法は、議会による以外に形成し得ぬ。イギリス議会は、完全に民会（国民代表議会）となる。民会で形成された法は、時には恐れ得るし、或いはだまし得る。しかし結局のところ、法でなければならず、国民の (popular) 法の総計は共和国に達せねばならぬ」⁽¹¹⁾。

ここにおいてわれわれは、ハリントンとレヴェラーズにおける広義のデモクラティックな（普通選挙制以前の民衆が国家の最終的意思決定者であるという思想）世界観を共有しているとみなす。これは、最終的決定権が国民ないし民衆にあるという「広義の民主制」ないし「思想としての民主主義」と同じ内容を示す。それは、イギリスにおける民衆に国家的権威の基盤を置くウィッグの思想傾向を読み取ることができる。従ってわれわれは、王権神授説に対抗する王政復古後期のヘンリー・ネヴィルにつながる思想傾向を認めることができる。¹²⁾

とはいえハリントンは、共和主義者として通常的でない抵抗権の関与を拒否する。これは、ネヴィルと同様にそのウィッグ的思想傾向のうちの一つの要素とも異なる側面でもある。かくしてハリントンは、抵抗と暴力は、避けるべきものであった。従ってハリントンは、法の支配・主権的終結・及び平和の維持によつて特徴づけられる憲法構造を生みだすことに関わったのである。彼は、立憲主義的王政主義者やホッブズらとともに基本的な理念類型を共有する。バージエスによれば、ハリントンは、次のように驚いたように、多くの立憲主義的王政主義者達の如くかくして思えさえできよう。即ち、イギリスの「王座は、正しい基礎の上に比例的な農地法によつて自らの足を固定するたんなる欠如を通じて……「それが」地上全体に対する驚きの見世物である如き恐怖をもつに至った」ことを嘆くが、「世界が知っている人々の自由にも最も寛大で「あった」し、その自由についてきわめて多年にわたつて最も侵略的でなかった」¹³⁾「ことに驚くごとく」。しかしハリントンは、古来の立憲制が精々のところ自由に役立ったとしても、時代の盛衰や社会的衰退によつて台無しにされたとそれをみなしたのである。

われわれは、このハリントンの主権論と前出のラヴェットの法の支配論とともにこれらを、その文脈として結論づけてみよう。

ハリントンが『オシアナ』の議論を粹づけるのは、ホッブズによる法の支配「〔幻想〕説」批判に対して、それが単に幻想であるばかりでないことを示す問題であり、かくして共和主義的自由（恣意的支配からある種の独立）は、不可能でない。換言すれば、ハリントンの共和国モデルが法の支配の可能なる実現「かつゆえに共和主義的自由」を例示するばかりでなく、ひとたび適切に制度化されると、この遂行の可能なる安定も例示すると想定できる。⁽¹⁴⁾

- (1) James Harrington, *Commonwealth of Oceana*, J.G.A.Pocock, ed., *Political Works of James Harrington*, 1977, p.130; F.Lovett, 'Harrington's Empire of Law', 2011, p.61.
- (2) G.Burgess, op.cit., p.220.
- (3) J.Harrington, *Art of Politics*, J.G.A.Pocock, ed., op.cit., p.695; G.Burgess, ibid., p.221.
- (4) J.Harrington, *System of Politics*, J.G.A.Pocock, ed., ibid., p.849; G.Burgess, ibid.
- (5) J.Harrington, *Aphorisms Political*, J.G.A.Pocock, ed., ibid., p.762; G.Burgess, ibid.
- (6) J.Harrington, *The Prerogative of Popular Government*, Pocock, ed., ibid., p.425; G.Burgess, ibid.
- (7) J.Harrington, *Aphorisms Political*, J.G.A.Pocock, ed., ibid., p.762; G.Burgess, ibid. p.222.
- (8) G.Burgess, ibid.
- (9) G.Burgess, ibid. われわれは、ハリントンと『国民協約』について拙稿前掲で論及した。
- (10) J.G.A.Pocock, ed., ibid., pp.657-658; G.Burgess, ibid.
- (11) J.G.A.Pocock, ed., ibid., p.660; G.Burgess, ibid.
- (12) ウィックゲ的思想傾向やヘンリー・ネヴィルについて、拙著『ネヴィルの共和主義的政体思想研究——その『プラトン再生』を中心に——』（三和書籍、二〇一一年）などを参照されたい。
- (13) J.Harrington, *The Commonwealth of Oceana*, J.G.A.Pocock, ed., p.235; G.Burgess, p.223.

(14) 例えは、F.Lovett, 'Harrington's Empire of Law', pp.64-65, etc.

本節では、法の支配論に重点をおくゆえ、ハリントンの法を適用しかつ解釈する機関を担う裁判所について一言付け加える必要がある。これについては、われわれが評価する解説で補足としたい。バージエスは、ハリントンの司法部項において、『政治の体系 (A System of Politics)』という王政復古後すぐに多分書かれた著作で法の適用と連想された、一般原理に関する最も簡潔にして鋭い説明を与えた」という。さらに彼は、「われわれが期待し得る如く、ハリントンはホッブズのように法全てが一立法者によつて出された、本質的に制定法であると信じた」と説く。バージエスは、ハリントンの司法部による恣意的権力よりも主権機関としての民会や国民「市民」的要素「ここでは陪審制などもあげている」を多くもつものによる法の支配を強調するという。従つて彼は、次のようにそれに関連した項を結ぶ。「ハリントンの司法制度の説明は、われわれにとつて今まで馴染みな特徴（主権的終結及び法の支配「即ち、適法過程による裁判であるが、恣意的権力の移り気によらぬ」）をかくして明らかに組み合わせた」という。従つて「究極的に主権者「ここでは民会を意味する」は、かくして秩序立つた法執行「適用」を破ることなしに主権的終結を完遂することによつて、小さな裁判所に対して不満をもつ人々が訴え得る最終的な自由裁量的「arbitrary」上訴裁判所を形成した」というものである (G.Burgess, *ibid.*, pp.223-224)。

第二節 ハリントンの統治原理理論

われわれは、前節でハリントンの文脈的背景として、彼の法の支配と主権論とを概観してきた。本節ではわれわれの主題であるハリントンの統治原理を定めることとなる。その統治原理は、農地法「オシアナの固有の領土内にありかつ存在し、かつ故にその権力が多数者から逸脱し得ぬような均衡において、土地財産を述べる土地における年二千ポンドの収入に割り当てられる」法」と公職輪番制「九二年版の二三四頁」を内包する。しかしわれわれは、その

中での古代の知恵と近代の知恵に焦点をあてる。

ハリントンは、自らの政治理論の概観全体を示す『オシアナ（共和国）』の「序文（Introduction）」においてその全四部からなる表題を次のように示す。

「一 統治原理を示す、序説（The Preliminaries）。二 共和国形成の技術を示す、立法者評議会（Council of Legislators）。三 こうした技術の効果を示す、オシアナ共和国「憲法」モデル。四 そうした統治の幾つかの結果を示す、論理的帰結」⁽¹⁾。われわれがここで定めようとするハリントンの統治原理は、その第一部に主に論じられる。これは、二部「ないし章」からなる長い序説を構成する。彼は、それが自らの理想的共和国の基盤となる、統治原理を措定する。まずハリントンは、それを自らの第一序説で、「ジアノッティというヴェネツィア共和国の最も優れた記述者は、二つの時代に、一連の統治全体を分ける」⁽²⁾と説き起す。

ハリントンの現代の決定版とされる『ハリントン政治著作集』の編者であるJ・ポーコックによれば、これは、『著作集』（Pisa, 1819）における『ヴェネツィア共和国』の著者であるD・ジアノッティの区分である。それは、イタリア史に適用するが、統治区分全体ではない。さらに上記に続く彼の著述の思想は、ほぼ「ハリントン自身のもの」⁽³⁾であると説く。ここでハリントンは、早速われわれの問題とする古代の知恵と近代の知恵に関わる概念に言及する。

ローマの自由が終結する時代までが、「古代の知恵の……方向ないし支配（empire）」であった。最初に、古代イスラエル共和国の構造において神自身によって人間に見出され、後で性質上、人間の足跡から見つけられ、かつ「ギリシャ・ローマ人達全て」⁽⁴⁾によって従われたと彼は説く。ここにおいてハリントンは、大筋で古代の知恵の時代を古代イスラエル・ギリシャ・及びローマの時代に措定する。

ハリントンは、もう一方の「近代の知恵」という統治の時代に論を進める。それは、古代の知恵から近代の知恵への移行であるという。これは、ローマ帝国を破壊することによって、次のようなヴェネツィアを除き、当時において、「こうした西洋の諸地域におけるさらに悪化する統治の悪しき特徴によって世界の様相全体を歪めた、フン族・ゴート族・ヴァンダル族・ロンバルディア族・及びサクソン族の侵入」によって、市民の自由を根こそぐことで、「カエサル武力によって」開始する、もう一方の時代であると説かれる。即ち、そのヴェネツィアは、その浸透し得ぬ状況によって野蛮人達の手を逃れることによって、自らの目を「古代の知恵」に固定させ、かつ自らのモデルを超えてさえ完全の極致に達せられているという^⑤。ハリントンは、ここでヴェネツィア共和国をかなり高く評価する論調を示すこととなる。ここまでは、われわれは、その『オシアナ』の説き起こし部分を辿ってきた。

われわれは、引き続きハリントンの統治原理の定義へと論を進める文節に向かう。

彼によると、そうした二つの時代を比較して法によってそれを定義づけければ、或いは古代の知恵によれば、「統治は、市民「政治」社会が共通の権利ないし共通の利益の基礎の上に設定され、かつ保存されることによる技術である、或いはアリストテレスとリウィウスに従えば、それは、法の支配 (empire) であって、人の支配ではない」と説く^⑥。この文節でハリントンは、統治を古代の知恵が規範とする視点に立つものである。さらに言えば、近代の知恵は、われわれが前節で示したようにハリントンの、法の支配による基準でそれを定義づける。

これと対照的なものとして後者の時代のそれを意味づける。近代の知恵に従って統治を定義づけければ、それは、「ある人ないしある少数の人々が一都市国家ないし国家を、その私的利益に服せしめ、かつ支配することによる技術であり」、これは、こうした事例における「法が一人ないし少数の家族の利益に従ってなされるゆえに、法の支配で

なくして人の支配である⁽⁷⁾」と言い得る。

続いてハリントンは、そのジアノッティの二つの時代に関連する二つの定義に従って、それを次の二つの部分に分けることを確認する。即ち、第一期は、「統治原理一般を扱い」、かつ古代人達に従ってそれを扱う。第二期は、特に後のオシアナ「イギリス」の統治を扱い、かつ「近代の知恵」⁽⁸⁾の原理に従ってそれを扱う。

ここにおいてわれわれは、ハリントンによる二つの統治定義を「二つの時期」に分けるものに従わせ、さらにそれを補足する。「古代の知恵」期は、古代のイスラエル共和国・ギリシャ・及びローマの時代として区分し、法の支配を第一次的特徴とする。これは、その特徴として市民の自由も享受する。その例外としてこれに含めるのは、ヴェネツィア共和国である。「近代の知恵」期は、その市民の自由が失われ、かつその自由の喪失がカエサル⁽⁹⁾の武力によって先鞭をつけられ、かつフン人達・ゴート人達・ヴァンダル人達・ロンバルディア人達・及びサクソン人達のその地域への殺到によって彼らの自由が根こそぎにされた時代であり、人の支配として特徴づけられる。

ハリントンの統治原理の枠組みは、これだけではないのである。彼は、その統治の精神的な原理と統治の経済的原理の基準を設定する。それによって彼は、自らの理論をより一層奥深いものにする。

ハリントンによれば、オシアナ人達が自分達の途を行くが、古代人達に従うために、「統治原理は、次の二つの部分からなる。一方は、対内的善ないし精神の善である。もう一方は、対外的善ないし財産の善」である。前者は、「賢明」「な知恵」・知恵・及び勇氣などとして自然的有徳ないし得られた有徳」である。後者は、「富」である。そこには「健康・美・力として身体の善」もある。しかしこれらは、次の理由で考慮されるべきでない。というのはもし一人の人、或いは軍隊が「勝利ないし絶対的支配権 (empire)」を得るならば、それは、「被征服民が自然的力・美・

かつ健康をより多くもち得る」が、彼らの自然的健康・美・或いは知力によるよりも彼らの「規律・武力・及び武勇から多く生じ、かつほとんど解決策を見いだせぬ」⁽⁹⁾からである。

ハリントンによれば、次に「統治原理は、精神の善ないし財産の善」にあるという。精神の善には、「権威」が応える。財産の善には「権力ないし絶対的支配権」が応えたと説かれる。ハリントンによれば、ホッブズが自ら「富が力である」というところでは正しいが、「知恵 (prudence)、ないし知恵の評判が力である」というところでは誤る、と指摘される。というのは人間の学識ないし知恵は、「正しく権威である、著書ないし著者の学識及び知恵と同様にもはや権力をもたない」からであるとハリントンは説く。学識ある作者は、権力をもたぬが、権威をもつ。そして愚かな統治官は、さもなくば尊敬ないし権威などもたぬが、「権力をもち得る」のである。これら二者の相違は、「リウイスによるエヴァンドロスにおいて観察される」。彼はそれについて次のように言う。即ち、「彼は権力よりもむしろ権威によって支配した」⁽¹¹⁾と。

確かにハリントンは、物理的強制力を担う国民ないし「市民」軍を第一次的に念頭に置くが、統治は権力よりも権威に基づくものであるという。ハリントンは、その権威と権力の徹底した相違を強調することによって、ホッブズとの差別化をなした。

- (1) J.G.A.Pocock, ed., *James Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992, p.7.
- (2) J.G.A.Pocock, ed., *op.cit.*, p.8.
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*

- (5) *Ibid.*
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*, p.9.
- (8) *Ibid.*, p.10.
- (9) *Ibid.*, pp.10-11.
- (10) *Ibid.*, p.11.
- (11) *Ibid.*

第三節 ハリントンの古代の知恵における主な共和国

われわれは、前節においてハリントンによる古代の知恵の内容を備えた共和国モデルとして古代のイスラエル、ギリシャ・ローマなどをその適例とする文書を確認してきた。本稿では、それをうけ、ハリントンが『民主制的統治の手短な説明（民主制的統治ないし適合的にして完全なモデルが形成し得、かつ見出すことができ、或いは理解し得る方法を示す）』という文書にその適合的モデル⁽¹⁾を表現している。これについてこの文書は、七つの共和国モデルの提案という表現を使っている。それについてC・ブリッツァーが述べる如く、ハリントンにおいて「古代」がよき言葉を意味し、かつ「近代」が必ずしもよい意味でばかりに使われていないのである。⁽²⁾従ってわれわれは、彼がこの七つの共和国モデルのうちのイスラエル・ギリシャ・ローマなどの共和国事例についてよき「古代の知恵」の内容をもつその事例として要約的に示すものと解する。

ハリントンは、その文書の「序」において、まずイギリス「オシアナ」国家が明らかに次の「二つの原因の複雑な絡み」によって大いに混乱されかつ困惑されると説き起こす。即ち、第一に、この国の現状は、まさに「民主制的統治形態で遂行し得ぬ原因」である。第二に、この国の国民が「民主制的統治に当然に必要な形態ないしモデル」が何であるのか、或いはこのイギリス国家の使用へのその適合のために「この形態ないし知恵における必要を理解し得る人がきわめて少ない」という原因であると説く。これらの欠点故にハリントンは、二部からなる手短な言説ないし説明によつて「解決策を提示」するという。彼によれば、こうした民主制的統治ないし共和国形態ないしモデルを「第一部で示す」と説く。従つてハリントンは、そこで「七つの共和国モデルを大まかにして一般的に提示」⁽³⁾すると宣する。われわれは、こうした彼の前置きを確認したゆえに、古代の知恵を含意するモデルによつてハリントンのその統治原理を確認することとする。その第一部の説明書きにおいて彼は、この各枠組みにおけるその形態がそのままでは、「その財産に適合せねばならぬ」か、或いはその財産が力なくして他国で實際的であり得るときもあるが、「ほぼ實際的でなく、変更されねばならず、その枠組みに適合されねばならぬ」という。それにもかかわらず、よりよき「一つの方法の知識」のために両方の方法を提示することが最善であると説かれる。⁽⁴⁾

早速われわれは、その「第一共和国モデル提案」としての古代イスラエルを示す。というのは前節で示したそれは、古代の知恵として真つ先にハリントンがあげたものであるからである。それは、多くの知識人達が一七世紀半ばのイギリスにおける聖書に対する信心の強さの反映でもある。⁽⁵⁾比較的信仰が薄いと示されるネヴィルでさえ、ハリントンと同様な聖書への信仰によつて証明としているからである。⁽⁶⁾

「二」 古代のイスラエル共和国

ハリントンは、『オシアナ』の第一序説において経験上の共和国の諸範疇を論じる。

彼によれば、自ら自然から「共和国原理を正しく記述しているかどうかについて神と世界に請う」という。ハリントンは、イスラエル共和国の構造において「神に」、かつ「普遍的な一連の古代の知恵において世界」に請うと説く。しかし彼は、同じ共和国が「立法者評議会」で主に開かれる点で、それらに手短であるが今言及し、「イスラエルの立法者評議会」で開始すると示す。

ハリントンは、イスラエル共和国が「元老院・民会・及び統治官部からなる」⁽⁸⁾と措定する。それに従って、聖書によつて主に敷衍する。ハリントンは、民会が集会ないし会衆であり、元老院が「サンヘドリン」であり、かつ統治官部が「祭司達とレビ人達」⁽⁹⁾であると説く。

ハリントンは、その『手短な説明』ではこれをより要約的に述べる。この共和国は、「貴族・ジェントリー」「貴族の下下の階級」・及び庶民 (the people) が共和国」に彼らの土地全てを放棄するように説得されると説き起こす。この庶民全体がその土地を放棄するならば、その庶民が「部族 (tribes) と呼ばれる、同等な一二区域 (precincts)」に区分される。各部族で最も身分の高い人物は、自らの部族の君主の世襲制位階をもつことによって、その人物及び彼の相続者達に年約「一万ポンド」を与えさせる。各部族における部族の君主下での次位の高位階を有する他の「一〇人は、族長 [patriarchs]」という世襲制位階をもつことによって、或いは長老達のうちの長によつて彼らのうちの各々に、かつ彼らの相続者達に与えられた同じもので年約「二千ポンド」を与えさせるといふ。四八の町々及びその近郊を除き、残りの土地部分が「抽選によつて平等に庶民全体」に配分される。いかなる部族の君主や族長他のものがそうし

た方法でその彼の土地ないしいかなる部分も売ったり或いは譲ることは、違法ではない。しかしこの理由でジュビリー「五〇年」祭である各五〇年に、その範囲内での土地全ては、古き所有者ないし適法な相続者に売られ、或いは譲渡されることは適法である。一二区域に加えられた、もう一つの部族「レビ族」がある。こうして付け加えられたこの部族は、上記で留保された「四八の町々（それらは、近郊をもつ「即ち、奥行き二、〇〇〇腕尺である、それらの各々に土地量をもつ」を除き」、及びいかなる地方の土地も、もたされぬ。これらは、そうしたもののやいつも彼らの相続者を定める。本来の献納概念において、その土地全体の十分の一税の他に、他の献納が今違反であることを考えることによつて、この本来の献納下で一人当たり毎年の硬貨一枚を定めることとする。そしてこの部族はこの部族君主のために一人の世襲制大主教ないし高位の司祭をもつ聖職者達からなる。神による言葉の法など存在しない。この神の言葉の法において最もよく熟練したその聖職者達が全ての司法裁判所、全ての統治官職、及び職務であれ選出できる。¹⁰

終身でその部族の人々によつて選出された、二三人の裁判官からなる一つないしそれ以上の裁判所とともに部族の君主からなるものは、同じ統治である。一二の地方区分の人々は、投票によつて彼らの諸部族間で賢人達や知性をもった人々を選出し、かつ彼らから終身で七〇人の長老からなる共和国全体の元老院を構成する。各地方部族は、月に彼ら自身の人数から、二、〇〇〇人を選出する。全部で「二四、〇〇〇人」に達するこれらの選挙は、首府ないし首都で集まり、かつ毎月民会代表となる。その元老院は、神法の判決を示す権限によつて、他の全ての裁判所からの常設上訴司法裁判所となる。神法の他に「七〇人の長老によつて提案され」、かつ毎月の民会代表によつて「決定されるものが何であれ国法」となる。¹¹

- (1) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, p.583.
- (2) 例え^ば C.Blitzer, *op.cit.*, pp.176-179, etc.
- (3) J.G.A.Pocock, ed., *op.cit.*, p.584.
- (4) *Ibid.*
- (5) 例え^ば C.Blitzer, *ibid.*, pp.278-283, etc.
- (6) 例え^ば、拙著『ネヴィルの共和主義的政体思想研究』を参照されたい。
- (7) J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.25.
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*, pp.26-28.
- (10) J.G.A.Pocock, ed., 1977, *ibid.*, pp.584-5.
- (11) *Ibid.*

「三」 スパルタ共和国

われわれは、次にハリントンが古代ギリシャの時代を古代の知恵を具現するものとして示す。ハリントンは、『オシアナ』においてスパルタの統治機構を次のように要約する。「スパルタ『共和国』は、元老院が提案し、民会が決議のみなし、かつそれは決して討議せず（それは、この共和国の存続期間にまで長引く過程であった）、かつ二人の国王、エフォロイ「監督官達」の裁判所、及び多様な他の執行官達^{（1）}からなったという。しかしハリントンは、その『手短な説明』において「第三の共和国モデル提案」節でそれをさらに補足する形で表現する。これは、スパルタの共和国

事例によって示す「トーランド版」⁽²⁾。

「貴族、ジェントリー」「貴族の下の階級」、及び平民 (the people) が説得によって社会に (public) 自らの土地を放棄することによって、その領土全体が十万の同等な区画」へと細分化され、かつ二つ以上は「一万エーカー」から各々がなるものであるという。その下位の区画は、平民ないし国民に配分される。区画を所有する各人は、市民でもある。残りは、市民の子供のみを除き、市民達のサーヴァンツ (使用人達) であり、かつ市民達のための土地耕作者達である。そこには少しの自称「見習い (students)」もないと説く。いかなる市民達も軍隊のみの交換のものを行使しない。貨幣の使用は鉄からつくられるもの以外に全体的に追放される。周知の如くスパルタには二人の世襲の国王がいる。その二人はそれぞれこうした一万エーカー区画の一部を所有する。彼らは、一回きりの投票による元老院の議長であり、かつ「戦時には軍隊指揮権」⁽³⁾をもつ。

国王の他に民会によって終身で選出された「二八人の上院議員からなる元老院が提案」し、かつ同じ元老院によって決議されるものが何であれ、法となる。国民「市民」によって選出される五人の一年任期の統治官からなる裁判所が存在する。この裁判所が「法を公然と或いは秘密裡に侵し、或いは統治を侵す、国王と元老議員他を起訴する権限」⁽⁴⁾をもつ。

- (1) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.29.
- (2) J.Toland, ed., *The Oceana and other Works of James Harrington*, 1747, pp.524-540.
- (3) J.Toland, ed., *op.cit.*, pp.526-7.
- (4) *Ibid.*, p.527.

「三」 古代のアテナイ共和国

われわれは、次にハリントンが古代ギリシャ時代を古代の知恵期として前記のスパルタとともに示すものに移る。ハリントンはまず、『オシアナ』でアテナイの統治機構について次のように要約する。アテナイ共和国は、「元老院議会が提案し、民会が決議し、かつこの民会がしばしば討議もする（このことは、その国の崩壊の原因であった）ものからなった。そしてアレオパゴス評議会〔司法部である元老院〕、執行する九人の執政官〔アルコン〕、及び多様な他の統治官達からもなった⁽¹⁾」のである。

しかしハリントンは、その『手短な説明』において第四の共和国モデル提案を要約する。これは、アテナイのそれである。我々は、それが古代の知恵をその内容として含む第三の共和国モデルと示す。彼のその文書の中では最も短いもののうちの一つである。⁽²⁾

ハリントンはまず、「五、〇〇〇人からなる民会」が存在するという。彼らは抽選による「四〇〇〔ママ〕人からなる〔ビーン評議会である〕元老院、及び一年任期の九人の君主からなる選挙による政庁」を選出する。

元老院の各四分の一は、その任期の四分の一の期間で「国策評議会」となる。この評議会は、元老院を招集し得る。この評議会は、元老院に提案しかつ民会に提案できる。「元老院によって提案されるもの、及び民会によって決議されるものは、法⁽³⁾」となる。

(1) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, pp.28-29.

(2) J.Toland, ed., *ibid.*, p.527.

(3) *Ibid.*

〔四〕 古代のローマ共和国

ハリントンは、『オシアナ』において古代ローマ共和国の統治機構を要約している。それは、古代の知恵期としてのカルタゴとともに述べている。彼は、その主著で次のように記す。「ローマは、提案する元老院、決議し、かつ（その動乱をもたらした）あまりにも頻繁に討議する concio 即ち、この民会からなつた。そして執政官・監察官・造営官・護民官・高級行政官・及び多様な他の統治官達」からなつたという。⁽¹⁾

ハリントンは、これに加えて『手短な説明』において第五の共和国モデルとしてローマをあげている。彼は古代の知恵の要素をもつ最も典型的な共和国として上記の如く、ローマのそれを述べている。早速本項でそれを確認することとしたい。

彼は、そこにおいて「国家全体を三つの特有な階級 (orders)」に細分化されると説き起こす。それは、元老院階級ないし貴族、騎士階級ないしジェントリー「貴族の下階級」、及び「平民階級ないし市民 (plebeian, or popular) 階級」であるという。騎士階級は、共和国の騎兵隊であり、「平民は歩兵隊」である。元老院階級からなる、元老院があり、「終身任期で二〇〇」人の議員からなる。五年任期の二人の統治官である「監察官 (censors)」は、民会で選出される。この監察官は、元老院から「元老院議員を罷免」し、かつ貴族ないし、ときにはかくすることで貴族にされる「平民を元老院に選出する権限」を有する。執政官は元老院議長であり、軍の指揮権をもつ。元老院（彼らが状況を判断する如く）は、「独裁官」を一人として短期間に指名し得る。この独裁官は、自らの短い「任期内で主権権力」⁽²⁾をもつ。

国民全体の区分は、その財産 [estates] 評価に従つて六階級へとどんな階級にも存在する。ハリントンのよれば、

例えば、第一階級「classis」は、一人に二千ポンド以上の収入をもつような者全てからなる。第二階級は、例えば二千ポンド以下で年千ポンド以上の収入をもつような者全てからなる。第三階級は、千ポンド以下で年に六〇〇ポンド以上の収入をもつような人々からなる。第四階級は、六〇〇ポンド以下で年三〇〇ポンド以上の収入をもつ人々からなる。第五階級は、前の割合以下の収入をもつような人々全てからなる。第六階級は、税も払わず、かつ土地もたぬ人々からなり、彼らは軍隊に仕えぬ。⁽³⁾

この共和国では、「元老院が法全てを提案」し、民会がそれを制定へと進める。統治官全ては、同じものによって選出される。この民会全ては、次のような方式で五つの階級からなる。即ち、第一、第二階級の投票が対等に近いならば、第三階級が招集される。これらが一致しなければ、第四階級が招集され、ゆえに残りのものも同様である。かくして「元老院によって提案され、かつ民会によって決議されるもの」は、法となる。⁽⁴⁾

この枠組みで元老院は、第一、第二階級からなる貴族制（それはほとんど或いは決して不一致とならぬ）によって主要な民会制度を除き、全てをもたらず。そこから元老院と次のような民会との間の継続的争いがないし敵対を引き起こす。即ち、民会は、協議することを除き、市民の協議を導入し、より多くの投票の平等制度で部族によって、或いは教区によっての如く、他の会議方式を設定し、彼ら自身の統治官達を選出し、元老院ないし貴族を拘束する命令を形成し、貴族の均衡を弱め、或いは減じることによって貴族の権限を変えようと努めると。これら全ては、騒乱的にして統治の変更をもたらし、かつアナキーによってこの共和国全体期全てを苦しめていたゆえに、きわめて多様な形態下でしばしば諸変化をもたらすという。⁽⁵⁾

- (1) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, 1992, p.29.
- (2) J.Toland, ed., *ibid.*, p.528.
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.*, p.529.

〔五〕 ヴェネツィア共和国

ハリントンは、前記の如くヴェネツィアのそれを古代の知恵の内容を備えるという。確かにヴェネツィアは、古代の知恵の時代に必ずしも該当しないが、その内容において該当するとハリントンによつて論じられる。従つてここではわれわれは、第五のモデルと表現するものをこの範疇に入れるものである。^①

ハリントンは、他のものと同様にヴェネツィア共和国の統治機構について『オシアナ』で要約的に言及する。「ヴェネツィアは、提案する元老院〔Pregati〕、及び時には決議もする大評議会ないし民会からなる。それらにおいてその結果は、立憲制的である。そして統領・政庁・監察官・十人会・四十人会・及び他の統治官」からもなるという。^②

ハリントンは、その『手短な説明』ではそれをやや具体的に記述する。彼は、「主権権力が四、〇〇〇人から選出された」人々に、かつ恒久的に彼らの相続者が授けられると説き起す。そうした四千人からなる「大評議会〔great Council〕」が存在し、かつ二五歳で自らの息子達が同じものに対する権威をもつと述べられる。大評議会が一人の統領〔Duke〕を終身任期で選出する。その統領は「国費により護衛をもち、かつ一年に一、五〇〇ポンドの収入をもつ

ことによって統領宮殿に充てさせ、かつ統領は共和国の主権的地位⁽³⁾を有する。

かくして統領は、大評議会によって毎年選出された「六人の顧問官」をもつ。統領自身名が存在するが、彼の名のみではいかなる文書に署名させる権限ももたず、かつ自らの政治機能のいかなることも果たす権限ももたぬ。しかし統領の顧問達は、統領名でいかなる文書にも署名させる権限をもち、或いは統領なしで統領の政治機能のいかなるものも果たす権限をもち、こうした「六人の顧問官達とともに統領」は、共和国政庁を構成する⁽⁴⁾。

共和国政庁がその名の評議会全てにおいて「会議と統治官達とともに、毎年選挙」権をもち、各々ないし彼らのいかなるものにも共同して、或いは幾らかのものいずれかで提案権をもつ⁽⁵⁾。

「大評議会によって他の評議会と統治官達とともに毎年選出された一二〇人」はもちろん、同様な名誉が彼らに属しており、それは元老院である⁽⁶⁾。

元老院によって提案されかつ六カ月任期で大評議会によって承認された「二六人の他の統治官達」は、評議会とは別であり、三人の週毎の「監督官 [provosts] と提案官とともに統治官会 [college]⁽⁷⁾」と呼ばれるという。

共和国政庁「最高執行機関」は、統治官会を招集でき、「統治官会に提案」ができる。その統治官会は、元老院を招集でき、かつ大評議会によって問われるものが何であれ「法」⁽⁸⁾となる。

そこでは大評議会によって毎年選出された「十人会 [council]」がある。この十人会は、政庁及び統治官会のうちのある者とともに、同様な「会議と選挙権」をもち、時にはこの共和国における「独裁官権力」⁽⁹⁾を行使できる。

共和国の支配権下で市民の残りが武装解除され、かつ「属州の総督達」によって統治されるという。共和国は規律や給与において外国人ないし他の者から構成する「常備軍」をもつ。艦隊なくして陸軍によると同時に、艦隊に

よって接近し得ぬ様式で都市国家が存在し、海上に基盤が置かれる。そうでなければヴェネツィア共和国は「諸属州及び傭兵軍」⁽¹⁰⁾にさらされてしまおうというものである。

- (1) J.G.A.Pocock, ed., 1977, *The Political Works of James Harrington*, 1977, p.588.
- (2) J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.29.
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.*
- (6) J.G.A.Pocock, ed., 1977, *op.cit.*, p.589.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*

第四節 ハリントンの近代の知恵

本節ではまず、ハリントンの共和主義政治理論上の一般的位置について確認する必要がある。というのはわれわれは、今まで彼の原典の詳細に限定し過ぎる傾向があったからである。そうした一般的位置づけを通じて同時代の理論との比較によって、われわれにとってハリントンの特徴を示す論理が明確となろう。それは、周知のマキャヴェッリ

によつて論じられる「保存のための共和国」と「拡大のための共和国」基準による位置である。ハリントンがヴェネツィア共和国を前者に適合するものとして示し、かつローマのそれを「拡大のための共和国」と確認することに関わる。即ち、前者のものは、その小さな人口、及びその平民が軍隊に託されぬ国家をもつ統治からなる。ヴェネツィアのそれは、高度な対内的静穏を享受したが、平民が軍隊に託されぬ故に、対外的に攻撃にさらされがちであつた。これに対してローマのそれは、国内で動乱の代償を払つたが、数多くの人々に武器を託することによつて権力を確保した。⁽¹⁾従つてハリントンは、拡大のための共和国を愛好する論理を表現することとなる。

とはいえハリントンは、国内的不和がその平民「民衆」に武器を不可避的に随伴させるという主張を拒絶した。彼は、平民が武器を所有し、故に大規模な軍事力を保有することがその不正義の犠牲である時のみ、反乱を増すと宣する。しかしながら、国家が完全に平等「農地法の意」であるならば、不正義の原因が生ぜず、ゆえに正しく構成された統治は、完全な安全によつてその平民を武装し得るということになる。つまりハリントンは、他の同時代的共和主義者（例えば、シドニーやネヴィル）のように武装的市民と広義の民主制「即ち、思想としての民主主義」とを組み合わせた傾向をもつ。⁽²⁾しかしハリントンは、その武装的市民論がそうした限定つきのものであると主張した。こうした一般的な共和主義思想の枠組みを前提として、われわれは、引き続きハリントンの統治原理を検討することとなる。

われわれは、前節でハリントンの古代の知恵の内容を示す共和国について論及してきた。本節ではハリントンの「古代の知恵」から「近代の知恵」への移行論を検討する。われわれは、ハリントンの近代の知恵論をイギリス立憲制史として、主にゴートの均衡期、中世期、チューダー朝期、空位期などとして検討する。彼は、その主著の第二序論の冒頭でその意図を明らかにする。

彼は、まず「近代の知恵の発達・進展・及び衰退を」示そうと努めると説き起こす。彼によれば、既に示された如く、この「種の政治形態の時代」は、ローマ帝国を圧倒する民族の殺到から想定されるという。しかしハリントンは、この帝国が古代人達に追い付きかつずっと把握できたはずの「近代の知恵の大部分ないし立憲制において少しのその外見も存在しない」ように、「必要とするものを挿入したに違いない」と説く。彼によれば、それによつてこれは氣力が弱められるようになり、かつ力と刺激を受け入れるようになったという。ここでは、その「精神の善」が萎え、それに替わつて武力的にして激情的に受け入れる傾向を問題視する。従つてハリントンは、これを「カエサルの武力（あの幸福な犯罪 [felix scelus]）」によつて刺激して怒らせる、ローマの皇帝達の「忌むべき支配」であつたという。その嵐の中でローマ共和制という船は、あの貴重なものを自ら解き放たざるを得なかつた。その共和制の船は以来一度も「ヴェネツィア湾」における以外に船首を現わしたり船首をあげたりし得なかつた⁽³⁾という。

ハリントンはまず、古代の知恵期から近代の知恵期への転換について、聖書における言葉によつて説き起こす。「おお、イスラエルよ、汝の悪は、汝自身から生じるのだ」とローマの政治問題がある如く、「自分自身以外に誰も傷つけられぬ」というモラリスト達の言葉でそれに対して答える。彼は、有名なローマの農地法が侵された怠慢を通じて、贅沢の巢窟の中でなし、かつ自身のためにそして子孫のための「この上なき自由の宝」を侵したと表現する⁽⁴⁾。

ハリントンによれば、ローマ人達の農地法は、二種類からなると措定する。第一にその土地は、植民地に言及することなくして「平民の間に分割されるべき」であつた。その場合には土地は、その所在を変えることが義務付けられぬ。第二に、土地は、植民地に言及されかつ植民地の状態によつて平民に分割され、この場合に土地はその所在を変えることが義務づけられ、かつその都市にそのように課された土地に自ら植民することが義務付けられたのである。

こうした方法のいずれかで課され、或いは課されるべきであった土地は、「三種類」からなった。第一に、敵から得られ、かつ「平民に配分」されたような土地である。第二に、敵から獲得されかつ「社会の使用に留保される外見の下で獲得された」ような土地は、「貴族によつて密かに所有された」のである。第三に、「配分されるために公金によつて買われた」土地である。これらの事例で提供された法のうちで、敵から獲得され、或いは公金で買われた土地を分割したものは、決していかなる係争もたらされなかつた。しかし貴族から彼らが篡奪したものを取り上げかつ平民間の剣の買い取りを分割することを意図したような法は、大変動以外に決して達せられなかつたし、次のような貴族によつて遵守されなかつた。即ち、そうした貴族は、自らの分捕り品を保存したばかりでなく、それで膨大に富を増大することによつて、平民に与えられたその分有を徐々に平民から凡そ買い取つた。ブリッツァーによれば、「共和国の均衡の破壊」というこの変化は、強制手段によつてそれを覆そうと努めたグラックス兄弟によつて認識された。しかしこれらの改革者達の努力は、あまりにも遅すぎた。これは、彼らの陣営には償い得ぬ欠陥であつたのである。というのは（その均衡が民衆 [the people] の陣営に移行するオシアナで起つたこと「彼らは貴族を打倒している」と全く逆に）ローマの貴族は、スラの指導下で、平民と共和国を打倒したからである。スラが征服地の（今敵についてではなく、市民について）彼らの「兵士の四七軍団 [legions] への彼の配分」によつて設立された軍事植民地のプランテーションにおける継続的君主制の基礎であつた、あの新しい均衡を最初に導入することから見れば、彼が常設的独裁官となるようになり、同様な力で地位を継承する方法は、「奇跡ではない」⁽⁵⁾のである。ここにおいてハリントンが、古代の知恵期から「近代の知恵期への悲劇的展開」を示すこととなるとブリッツァー⁽⁶⁾によつて説かれる。

『オシアナ』の第二序説は、引き続きローマ帝国の均衡について論じる。ハリントンによれば、継続的皇帝が（ア

ウグストゥスが古参兵達の配分によってブルートゥスやカッシアスを打倒した如く）その兵士団を植民し続けたような方法で、そうした軍事植民地は、もし彼らが「封土兵士」と呼ばれるならば、ハリントンが次の如く想定するようなものからなっただろう。それは、彼らの土地保有態様が封土（即ち、兵士達自身の負担で、生涯及び戦争における義務ないし軍役条件による）によつたことなのである。これらの封土をA・セウエルスは、同じ条件でのみによつてその現職者達の継承者達に与えられた。そうしたものは、ローマ皇帝が彼らの均衡を与えた領地であつた。しかしアウグストゥスの事例によつて八千人事項である、君主の治安のために必要同然であつた封土に付け加えられたのである。それは、自らの陣営から切り離れたが「近衛部隊」と呼ばれた。ハリントンによれば、こうした部隊は、この種の政体に既に観察された治癒し得ぬ欠陥によつてその話の筋において見出し得る、彼らの主人達のうちの最も頻繁な殺害者であつたと皮肉る。ハリントンによれば、これまでのところ、ローマの君主制は、それが統治を開く労を自分に省かせる「オスマントルコにおける時代」⁽⁷⁾とほぼ同じであるという。

われわれは、ここでハリントンによる「ゴートの均衡」論へと変換する文に移ろう。彼によれば、ローマ帝国における統治の基本的不安定は、その近衛部隊への皇帝の依存によつてぎりぎりの成功のみによるが、まずは克服したのである。とはいえ近衛部隊は、他者に対する彼らの主人による専制の残虐な執行者であり、及びその主人に対する特有な自分達による専制の残虐な処刑者であつた。それは、アウグストゥスの時代から継続した故に、コンスタンティヌス大帝によつて、最終的に近衛部隊の権力が破壊され、かつ皇帝達がこのずっと以前に「他の支持方法を見出した」⁽⁸⁾に違いなく例示したという。ブリッツァーによれば、この方式が「傭兵としてのゴート人の使用」⁽⁹⁾であつたことが理解できるといふ。とはいえ最終的にこの便法は、初期の近衛部隊の使用であるくらいにまで破壊的であることを証明

し、かつゴート人達が軍務概観として元々受け取ったものを年貢として要求するようになってしまった。従ってハリントンによれば、こうしたものは「古代の知恵から近代の知恵への転換」であった。さらに前述の論調と同様に、ヴァンダル族、フン族、ロンバルディア族、フランク族、及びサクソン族の侵入によって「ローマ帝国の各地域で継続される」「古代の知恵」違反は、川、国、海、山、及び人々の名を変えることによって「古代の言語、学識、知恵、風俗、都市」を圧倒したと表現される。さらにハリントンは、マキャヴェッリによるカミルス、カエサル、及びポンペイウスはオシアナでは「エドマンド、リチャード、及びジオフリー」^⑩と名を変えてなされてしまうという。

われわれは、ここから近代の知恵の基本的要素のうちの一つである「ゴートの均衡」（封建制をもつ君主制）議論を確認することとなる。ハリントンによれば、こうした新しい政治家達の基礎ないし均衡を開くために法律家であるJ・カルヴィンが言う如く、*feudum*「封、封土」は、多様な意味をもつゴート語である。というのはそれは、戦争のことが意味づけられ、或いは自分が彼らの恒常的君主であり、自分達が臣民であると認めるといふ条件で、自らの戦争で業績をあげたその武将と兵士のようなものに対するその勝者によって配分された、「征服地の所有」^⑪のことが意味づけられるからである。

これらのうちで三種ないし三階級が存在したとハリントンによって示される。貴族の第一階級は、公爵・侯爵・及び伯爵の称号によって区別される。彼らは、征服されたイタリアの都市、城、及び村を与えられたし、王権[regalia]と呼ばれた貨幣を鑄造し、統治官達を創設し、租税と関税を徴収し、没収などを行う「権利」をもった。^⑫

第二階級の封土は、国王の同意によってその国王に加えて、彼らが武装してその主人の名誉と財産を守る条件で、彼らの「男爵」の称号保持者達に封建君主によって与えられるようなものであった。その最下位の封土階級は貴族で

あれ非貴族であれ、彼らの上位者達に義務のようなものに彼らを義務付けるイギリス人に第二階級の人々によって与えられるものであった。それは、第三階級にして「陪臣」[vassors]と呼ばれたものである。これは、ゴートの均衡であり、この均衡によってキリスト教世界における当時の王国全では、最初に建てられたという。この理由によって、もしハリントンにとって時間的余裕があったならば、彼はこの場でドイツ帝国、そしてフランス、スペイン、及びポーランドの諸王国議論を開いただろうという。しかし近代の知恵の一般原理の発見で十分といわれる限りで、ハリントンはより特定のである、彼の言説の残りを三つの部に分ける。

第一部は、「当時における」最近のオシアナ「イギリス」君主制の立憲制を示すものである。

第二部は、「当時における」最近のオシアナ君主制の立憲制の解体を示す。

第三部は、当時の「イギリス」共和国の誕生を示す。

当時のイギリス共和制以前の君主制における立憲制について、ハリントンは異なった諸民族との関連で検討する。そうした諸民族によってその君主制は、成功裡に征服され、かつ統治される。これらのうちの第一のものは、ローマ人達であり、第二がサクソン人達であり、第三がデーン人達であり、かつ第四がノルマン人達であると措定される。¹³

われわれは、ここで前述のサクソン人達の創設として「イギリス」[オシアナ]の君主制をみなしたことを確認する。即ち、彼らは、近代及び大抵の近代の諸国における劣った政治的知恵が基づく、あの欠陥をもつゴートの均衡「封建制をもつ君主制」制度において従った。ハリントンによれば、そのイギリスが実のところ国家の諸身分「国王・貴族・コモンズ」をもったと説かれる。というのは平民がサクソンの賢人会議に参加したと主張されたからである。しかしその土地保有態様の封建制度の結果として、それは、彼が統治の致命的欠陥であるとみなした貴族制的要

素によるあの貴族優位型過剰均衡をもたらしたといふ。¹⁴

次にハリントンは、ノルマンの征服以後期へと近代の知恵期議論を移す。その時期において彼が重視する土地は、その大部分が六万人の騎士達の封土である方法で分割された。その土地は二五〇人の貴族と聖職貴族によって所有された。従ってイギリスは、少数者ないし貴族の統治として継続された。そこではその平民は会合することもできるが、たんなる「名目同然」でしか会合をもち得ぬという。ノルマン人の国王達は、絶対的となることを熱望した。しかし彼らは、貴族間で土地を分割していたとき、その貴族に権力を与えてもいることに気づいた。かくして中世のイギリス史は、「国王と貴族とのレスリング試合同然」とする戦争が生まれたのである。¹⁵

続いてハリントンは、近代のチューダー期へと「近代の知恵」期を進める。こうした国王と貴族との内戦を通じて貴族権力を減じようと努めたヘンリー七世が、結局のところ貴族も君主制も解体する三制定法を通じてそれを実行したという歴史観によってハリントンは、論じ始める。即ち、その第一の制定法は、「住民法 (statute of population)」であり、二〇エーカー以上の土地によって使われた農夫の住宅全ては、維持し得、かつ彼らに置かれた十分な割合の土地によって保持し得、かつ決して後の制定法によって切断し得なかったものである。¹⁶これは、実のところ、土地の大部分をヨーマン達及び中間階級の保有と所有へと譲渡¹⁷させたのである。Z・フィンクによればそれは、「貴族が自らの軍支配を失う、地主達への依存から彼らを解放した」と説かれた。

第二は、「封建家臣法 (statute of retainer)」である。貴族達は自分達の歩兵を失ったように、「自分達の騎兵や指揮官」は封建家臣法によって切断されたのである。換言すれば、それは、貴族達がその騎兵隊や指揮官を引く家臣達を貴族から奪う過程を助けたのである。第三は、「譲渡法 (statute of alienation)」である。これは、貴族達が土地を売る

ことを可能にしたという。こうした法の結果によつて、その土地の大部分が民衆の手に渡るということであつた。従つてヘンリー七世による世俗貴族権力の破壊は、修道院の解体の媒介を通じて次の治世における宗教貴族権力の崩壊に対応するものであつた。⁽¹⁸⁾

貴族によつて支持されぬ君主制は、「大きな胃袋をもつ野獣が育まねければならぬ」、軍隊によつて支持されねばならぬ。しかし軍隊の維持能力は、土地の所有者が誰であろうとも、存在するものである。それは、イギリスの空位期に至る最後の国王が恣意的に支配しようと試みるとき、彼の費用に見出した事実なのである。その結果は、君主制の解体であつた。この解体は、土地の均衡ゆえに、権力の均衡がその国民「民衆」の手に渡り、かつ君主制と支配的な民主制的要素が両立し得ず、かつともに存在し得ぬという事実の自然的結果であつた。『オシアナ』によれば、「當時の」最近の君主制解体は、「人間の死と同様に自然的死」⁽¹⁹⁾であつた。

しかしハリントンはイギリスの君主が消滅することを認識するとき、新しいクロムウェル主導の共和制など自らが気に入るものではなかつた。彼が宣した如く、「残部議會」は、初期のイングランドの實際において先例などないばかりでなく、古代の知恵においても何らの同様なものなどなかつた。そうしたものは、ハリントンにとつて望ましい共和国でもなかつた。彼はアテナイの三〇人僭主と、ローマの十代官団におけるものが残部議會と最も近い歴史的に同様なものとみなした。それは、シドニーが「古来の大義」として残部議會をみなすものと対照をなした。⁽²⁰⁾

幸いなことに、ハリントンがクロムウェル名の具体的描写を与える人物に忠誠的軍隊が残つた。彼が『オシアナ』で伝える如く、そのクロムウェルは、政治の教師達に広範に読まれたことになつたし、ほぼ大筋において結局描いたと主張する政治哲学の専門家であつたと示される。その架空のクロムウェルは、諸国家が立法者によつて直ちに全て

なされるときのみ、よく形成されたとマキャヴェッリの文献において読むときにその問題を熟考し、かつ「議会によって別の方向の必要」⁽²¹⁾が納得されるようになった。かくしてハリントンは、その軍隊の前にこの問題を置いたのであり、次のような結果であった。即ち、議会が廃止され、かつ彼が「オシアナのアルコン卿、或いは唯一の立法者」を創設したし、古代の知恵の保持者達の骨折りによって彼を助ける五〇人からなる評議会「アテナイのものの如き」と、次のような二人の「プリタンツ (prytans)」「アテナイの五〇〇人評議会成員の如き」からなる評議会によると言う。即ち、彼らは、「その民会（この共和国の枠組みから便宜的に除外されなかった）が、自らなしていたことが前面に来る時、信じる」ために、彼らがその民会に報告し、彼らからの提案に従った。つまり『オシアナ』の統治原理序説がイギリスにおけるリクルゴスのような立憲制の創設者となり、至高な権威を行使し、自らを絶対的にするのではなく、完全な共和制を設立するようにクロムウェルに対する誘導によって終えた⁽²²⁾のである。

- (1) 例えは、N.Machiavelli, *Discourses on Livy*, trans., H.C.Mansfield and N.Tarcov, 1996, pp.7, 17, etc.
この「拡大」と「保存」のための共和国概念について、その『オシアナ共和国』では以下のページで使われる。
J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.156-159.
- (2) J.G.A.Pocock, ed., *op.cit.*, pp.154-6; Z.Fink, *The Classical Republicans*, 1945, p.68 ; 及び前掲拙著など。
- (3) J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.43.
- (4) *Ibid.*, p.43; Z.Fink, *op.cit.*
- (5) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.44; C.Blitzer, *op.cit.*, p.180.
- (6) C.Blitzer, *op.cit.*, p.180.

- (7) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, pp.44-45.
- (8) *Ibid.*, pp.45-46.
- (9) C.Blitzer, *op.cit.*, pp.181-2.
- (10) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.46.
- (11) *Ibid.*, pp.46-47.
- (12) *Ibid.*, p.47.
- (13) *Ibid.*
- (14) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*; Z.Fink, *ibid.*, p.69.
- (15) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.52; Z.Fink, *ibid.*
- (16) J.G.A.Pocock, ed., *Ibid.*, pp.54-55.
- (17) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.55.
- (18) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.62; Z.Fink, *op.cit.*
- (19) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, pp.64-5; Z.Fink, *ibid.*, p.70 ; 及び拙著『A・シドニーの政体思想』（時潮社、二〇〇八年）などを参照されたい。
- (20) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.67.
- (21) J.G.A.Pocock, ed., pp.69-71; Z.Fink, *ibid.*, p.71.
- (22) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, etc.

○結論

われわれは、本論でハリントンの「古代の知恵」を混合政体とし、かつ「近代の知恵」が封建主義であると規定するだけでは不十分という問題を設定する。本結論は、この二つの概念を本論で検討したものによって、要約的に規定することとなる。

その問題は、F・ラヴェットの指摘によるものを起点とする。本稿ではその指摘が要点を捉えているとみなすところから発する。というのはわれわれは、それが全て誤りというよりも、むしろそのみでは不十分であるという視点に立つからである。この分野における標準的見解では、古代の知恵がハリントンによつて「法の統治」であつて、人の統治ではないことを構成した「古代ギリシャ、ローマ、及びイスラエルの政治制度にして知恵¹⁾」である。「オシアナ」の統治原理は、農地法と公職輪番制「選挙を含む」が基本法であることを内包するけれども、われわれは、この古代の知恵がハリントンの統治原理の第一次的な支柱とみなす。

本稿の第一節においてハリントンの法の支配と主権が、その統治原理の前提と示す。彼は、自ら共和国における法の支配を前提として市民の自由を主張する。彼の『オシアナ共和国』の目的は、スチュアートの君主制が崩壊した理由を説き、かつそれに代えて特に自らの理想的共和制の構成を可能にする原理を設定することにある。われわれは、この法の支配とともにハリントンの統治原理が近代的国家の主権論もその前提とするものと解する。彼によれば、究極的結果をもたらすには国民代表に基づく主権が存在せねばならぬと説く。さらにハリントンが言う如く、法の支配的視点から「主権権力に属するもの」は、自由裁量的権限が法に従うものであり、かつ法形成、法の変更、法の廃止、

ないし法解釈からなると説く。これがハリントンの国民主権論の要点である。

本稿の第二節「ハリントンの統治原理論」において、われわれは、彼の理想的共和国の統治原理を措定することとなる。それは、われわれが本論の主題の定義的内容を含むものである。ハリントンは、まずそれを二つの時代区分と表現する。それが古代の知恵期と近代の知恵期という二分法である。簡明に彼に従えば、前者においてその統治は、市民「政治」社会が共通の権利ないし共通利益の基礎上で設定され、かつそれが保全される技術であるとされ、法の支配によるものであると説かれる。換言すれば、それは、政治社会における市民の共通の権利及び共通益を守るための法の支配である。後者によって統治は、単一人物ないし少数者が国家を私益なものにし、かつ支配する技術であり、かつ法がその家族の利益によってなされる故、人の支配であると説かれる。即ち、これは、国家において一人ないし少数者による私益のための人の支配である。従ってそれは、国民「平民」的利益を損なうものであるという。古代の知恵時代は、古代のイスラエル共和国、ギリシャ・ローマの時代を含む区分である。それは、ローマの自由の喪失で終わる。これに対して近代知恵期は、古代の知恵や国民の自由の蹂躪という形でカエサル武力によってその先鞭が付けられ、フン族、ゴート族、ロンバルディア族、及びサクソン族達のその地域での殺到によって彼らの自由が根こそぎにされた時代へと続くものである。

さらにハリントンの統治原理論は、その古代人の知恵に従うために、「対内的善」ないし精神の善と、対外的善ないし財産の善を含む。彼は前者に有徳として得られたものとして説く。後者が富であるという。次にハリントンの統治原理について精神的善と財産の善が言及される。その前者に「権威」が対応し、かつ後者は権力ないし絶対支配権が呼応すると説かれる。従ってハリントンは、物理的強制権力支配よりも学識、知恵、尊敬を含意する権威による支

配を愛好するものである。こうして市民の自由が保たれるとハリントンは説く。

第三節「ハリントンの古代の知恵における主な共和国」において、われわれは、その知恵の内容を表現するモデルを彼の文章から確認する。それは、典型的には古代のイスラエル・スパルタ・アテナイ・ローマの各共和国であり、かつ例外的に中世以来のヴェネツィア共和国であった。

第四節「ハリントンの近代の知恵」においてわれわれは、ハリントンが近代の知恵の発達、進展、及び衰退を示そうと努めると示す。ハリントンによれば、この種の政治形態の時代は、ローマ帝国を圧倒した民族の侵入から想定し得るという。この帝国が古代人達を追い越すべき「近代の知恵」の大部分ないし立憲制など存在しなくなってしまうと嘆かれる。土地は公平にして比例的に平民に与えられるべきといった農地法が侵され、かつグラックス兄弟下でも共和国の均衡が失われたことを認めた。スラの指導下でローマ貴族が平民と共和国を打倒したという。

ハリントンは、引き続きイギリスの近代の知恵（古代の知恵の長所をもたぬ）期の時代を辿る。彼によれば封建制をもつ君主制期として、ゴートの均衡期と中世期をみなす。彼は、チューダー期を君主制の解体過程期とみなし、かつ自国の空位期（残部議会でさえ）も古代の知恵の長所をもたぬ時代と示すものである。

- (1) 例え^ば、H.M.Höpel, Harrington, James, in *The Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford, 2004, etc.

参考文献

（本稿は、その「注」の文献以外に、多くの文献を参考にした。しかしわれわれは、紙幅の都合上最低限の参考文献を列挙することにとどめたい。）

- ・ Livy, *History of Rome* (Loeb Classical Library), Books 1-10.
- ・ Vergil, *Aeneid*, (L.C.L. 63).
- ・ Plato, *Gorgias* (L.C.L. 166).
- ・ Plato, *The Laws* (L.C.L. 187).
- ・ Cicero, *The Republic* (L.C.L. 213).
- ・ Cicero, *On Duties* (Cambridge Texts), 1991.
- ・ Tacitus, *Histories* (L.C.L. 111).
- ・ *Océana de Harrington* (French translation of J.Pocock, ed., *The Political Works Of James Harrington*, 1977, by Claud Lefort et al.), Belin, 1995.
- ・ *Oeuvres politiques de J.Harrington*, [translation by Leclere] 1794.
- ・ Bacon, F., *The Works of Francis Bacon*, London, 1857-74.
- ・ Molesworth, W., ed., *The Works of Thomas Hobbes*, London, 1839-45.
- ・ Selden, J., *Titles of Honour*, 1631.
- ・ Wren, M., *Considerations Upon Mr. Harrington's Commonwealth of Oceana*, 1657.
- ・ Davis, J.C., *Utopia and the Ideal Society*, Cambridge, 1980.
- ・ Lane, F.C., *Venice*, J.H.UP., 1973, etc.
- ・ 永井三明『ヴェネツィア貴族の世界』（刀水書房、一九九四年）
- ・ 伊藤貞夫『古典期のポリス社会』（東京大学出版会、一九八一年）
- ・ 小山貞夫『イングラント法の形成と近代的変容』（創文社、一九八三年）
- ・ 長谷川博隆『古代ローマの政治と社会』（名古屋大学出版会、二〇〇一年）
- ・ 拙稿「J・ハリントンの『オシアナ』の選挙制度論研究」（『法学紀要』第五三卷、二〇一二年）など。